

レンタサイクル利用規約

(一社) 厚木市観光協会

この利用規約は、お客様が当協会のレンタサイクルをご利用の際に遵守していただく事項について規定しています。

1 利用申込

- (1) 利用申込は、電話予約または受付窓口での申込となります。電話予約の受付は、利用日の1カ月前からとし、当日自転車に空きがある場合に受付窓口で申込ができます。
- (2) 営業時間内に東丹沢七沢観光案内所までお越しいただき、利用申込書に必要事項を記入いただきます。その際、身分を証明（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、学生証、在留カードなど）できるものをご提示いただきます。事前予約は電話にて承ります。
- (3) ご利用対象者は身長145cm以上の方、但し小学生は保護者と一緒にご利用ください。

2 利用料金

1日 1,000円 料金は現金前払い

3 利用時間

- (1) 利用時間は、4月から10月が9:30から15:30（最終貸し出し14:00）、11月～3月が9:30から14:30（最終貸し出し13:00）までです。（休館日月曜日、年末年始を除く。ただし月曜日が祝日の場合は営業、翌木曜日休館。）
- (2) 連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合は、所管警察に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

4 自転車の貸出・返却

- (1) 貸出・返却ともに当日の利用時間内に行ってください。
- (2) 貸出の際は、別紙申込書の「貸出チェック表」の貸出前確認に基づき、利用者の前でチェックし、異常がないこと等を双方で確認します。
- (3) 返却時も貸出時と同様に、チェックを行い双方で確認します。
- (4) 返却は、利用終了時間までには東丹沢七沢観光案内所にしてください。利用終了時間を過ぎる場合には15分毎に500円をお支払いいただくこともあります。

5 自転車の故障、損傷

- (1) 利用時間中に自転車の故障又は損傷があった場合は、速やかに東丹沢七沢観光案内所または当協会ご連絡ください。また、故障又は損傷により自力走行不能となった場合は、ご連絡を受けた後に自転車ロードサービスを手配し自転車を回収いたしますので、ロードサービスが到着するまでその場でお待ちください。
- (2) 利用者起因する自転車の故障、損傷については原則としてその修理に要した費用を利用者

にご負担いただきます。また、故障により発生した損害について当協会は一切責任を負いません。

6 自転車の紛失・盗難

- (1) 利用時間中に自転車の紛失・盗難にあった場合は、速やかに東丹沢七沢観光案内所または当協会にご連絡ください。
- (2) 利用者に起因する自転車の紛失・盗難の場合には、車両定価の半額を請求させていただきます。自転車のカギを紛失した場合、交換料をいただきます。(2,000円)

7 ケガ・事故処理

- (1) 利用者が貸出時間中に事故にあわれた場合は、速やかに東丹沢七沢観光案内所または当協会に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をご連絡いただくとともに、警察に連絡する等法令で定められた処置を行ってください。
- (2) 事故について示談等が必要な場合は、利用者の責任において行っていただきます。なお、利用中の事故やケガなどについて、当協会は一切の責任を負いません。

8 禁止行為

レンタサイクル利用にあたっては、次の行為を行わないでください。

- ① 飲酒、無謀運転、二人乗り、傘差し運転、その他交通法規に違反する行為
- ② 危険箇所、不適切な場所での利用
- ③ 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- ④ 自転車及び備品の改造など現状の変更
- ⑤ パンクなど自転車の異常を認めた場合に、運転を継続する行為
- ⑥ 申込者以外の第三者に使用させること

9 貸出の拒絶

次に該当する場合は、自転車の貸出を拒絶できるものとします。

- ① 申込者が前項の禁止行為を遵守できないと認められるとき
- ② 申込者が暴力団関係団体、関係者そのほか反社会勢力に属していると認められるとき
- ③ 利用期間が暴風雨等、悪天候時もしくはそれらが予測されたとき
- ④ その他当協会が適当でないと認めたとき

10 連絡先

〒248-1102 厚木市七沢 751-1 (玉川分署併設)

東丹沢七沢観光案内所

TEL 046 (248) 1102

〒243-0018 厚木市中町 2-12-15 アミューあつぎ 2 階

(一社) 厚木市観光協会

TEL 046 (240) 1220